

岩 内 町 水 防 計 画

(計画編)

岩内町防災会議

目 次

第1章	総 則	
第1節	目的	1
第2節	水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	1
第2章	水防組織	
第1節	町の組織	3
第2節	隣接町村水防管理団体及び警察との協力応援	3
第3章	水防区域及び水防施設	
第1節	水防区域の指定	4
第2節	水防施設	4
第4章	通信連絡	
第1節	町の通信施設	5
第2節	公衆通信施設	5
第3節	気象等の通信連絡	5
第4節	水防信号	6
第5節	決壊・越水通報	7
第6節	水防通信連絡	7
第7節	雨量・潮位観測	7
第5章	水防活動	
第1節	水防管理団体の非常配備体制	8
第2節	巡視及び警戒体制	8
第3節	警戒区域の設定	9
第4節	水防作業	9
第5節	避難及び立ち退き	9
第6節	水防標識及び立ち入り検査証	9
第6章	公用負担等	
第1節	公用負担	10
第2節	公務災害補償	10
第7章	水防報告	11
第8章	水防訓練	11

第1章 総 則

第1節 目 的

(目的)

1. この計画は水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、岩内町の水防事務を円滑に推進するため必要な事項を規定し、洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

第2節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める水防に関係のある機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

(水防の責任)

- 町は、法第3条の規定により岩内町区域における水防を十分に果たすべき責任を有するものとする。

(処理すべき事務又は業務の大綱)

1. 岩内町
 - (1) 平常時における河川等の巡視
 - (2) 消防機関等の出動準備又は出動
 - (3) 警戒区域の設定
 - (4) 警察官の援助の要求
 - (5) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請
 - (6) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置
 - (7) 避難のための立ち退きの指示
 - (8) 水防計画の策定、知事への届出及び要旨の公表
2. 岩内町防災会議
浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置
3. 岩内・寿都地方消防組合
 - (1) 岩内・寿都地方消防組合（以下「消防機関」という。）は町と密接な連絡をとり、町の区域における水防を十分に果たす責任を有するものとする。
 - (2) 消防機関の長は、観測した雨量を必要に応じ水防管理者に通知するものとする。
4. 後志総合振興局
 - (1) 後志総合振興局は、町が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。
 - (2) 後志総合振興局長は、札幌管区気象台が気象の状況により洪水又は高潮等のおそれがあると認め発表する通知を受けたときは、直ちに水防管理者に内容を通知するものとする。
5. 小樽開発建設部小樽港湾事務所
小樽港湾事務所長は、波浪により港湾施設に被害が生じるおそれがある場合、港湾管理者に連絡するものとする。
6. 後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室
岩内地域保健室は、水災時における医療、防疫について必要な連絡調整、援助及び指導を行うものとする。
7. 後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所
 - (1) 共和出張所は、水防活動に必要な技術等の指導に努め、洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し又はこれによる被害を軽減する措置を講ずるものとする。
 - (2) 共和出張所長は、観測した雨量を必要に応じ水防管理者に通知するものとする。

8. 岩内警察署

- (1) 岩内警察署は、水災等の情報の収集、人心の安定のための広報活動の実施及び水防活動用警報の伝達について協力するものとする。
- (2) 岩内警察署は、警戒区域居住者等の避難誘導、被害者の救助等について協力するものとする。
- (3) 岩内警察署は、水災時における水防活動用車両の優先通行の確保、交通秩序の維持、各種犯罪の取締りを行うものとする。

9. 居住者等の義務

町の区域に居住する者、又は水防の現場にある者は水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを求められたときはこれに従うものとする。

(津波における留意事項)

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防活動に従事する者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防活動に従事する者自身の避難以外の行動がとれないことが多い。

従って、あくまでも水防活動に従事する者自身が安全に退避するために必要な時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

(安全配慮)

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防活動に従事する者自身の安全は確保しなければならない。

第2章 水防組織

第1節 町の組織

(岩内町水防本部)

1. 町は、岩内町災害対策本部条例（昭和37年岩内町条例第13号）及び「岩内町地域防災計画」（第2章第2節災害対策本部）の定めるところに準じ、岩内町水防本部（以下「水防本部」という。）を設置し、水防に関する事務を処理する。なお、水防本部の組織は別表1、水防に関係ある各部の水防業務の大綱は別表2のとおりとする。
また、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部でその業務を行う。

(消防機関の組織)

2. 消防機関の非常災害時の組織は、別表3のとおりとする。

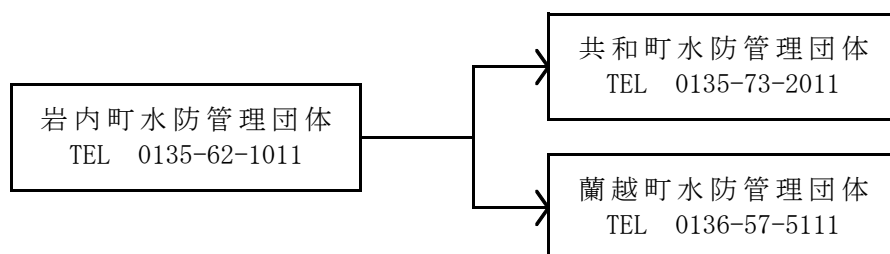
(消防機関の水防分担区域)

3. 消防機関の水防分担区域は、別表4のとおりとする。

第2節 隣接町村水防管理団体及び警察との協力応援

(隣接町村水防管理団体との協力応援)

1. 法第23条の規定に基づく隣接町村水防管理団体との協力応援連絡系統は、次のとおりとする。



(警察との協力応援)

2. 警察に対し、水防管理者又は消防機関の長が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

(1) 警戒区域の設定	法第21条第2項
(2) 警察官の出動	法第22条
(3) 警察通信施設の使用	法第27条第2項
(4) 避難、立ち退きの場合における措置	法第29条

第3章 水防区域及び水防施設

第1節 水防区域の指定

(水防区域の指定)

1. 町内河川等の水防区域は別表5のとおりである。
また、高波・高潮・津波等により災害が予想され、警戒を必要とする区域は別表6のとおりである。

第2節 水防施設

(雨量観測所等)

1. 町の主要な雨量観測所、検潮所の位置は別表7のとおりである。

(水防用資機材の備蓄)

2. 町の水防用資機材の備蓄は別表8のとおりである。
なお、消耗資材については町の保有するもののほか、必要に応じて発注調達するものとする。

(樋門等の設置場所等)

3. 町の樋門等の設置場所、管理者、構造等は別表9のとおりである。

(水防用土砂採取場所)

4. 水防管理者は、水災に備え水防用土砂を堆積し、土砂の堆積状況を把握しておくものとする。水防用土砂堆積場所は別表10のとおりである。

第4章 通信連絡

第1節 町の通信施設

(町の通信施設)

1. 町の水災時における災害情報及び被害報告等の通信連絡の方法は「岩内町地域防災計画」(第3章第3節災害通信計画)の定めるところによるものとする。
2. 非常監視時及び水防活動時の水防本部との情報連絡は、岩内町防災無線及び消防無線電話を利用して行うものとする。

第2節 公衆通信施設

(通信施設の優先利用等)

1. 水防管理者、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水災時の水防通信においては、町及び消防機関の通信施設を基本的使用するものであるが、水防上緊急を要する場合には、法第27条第2項の規定により、公衆通信施設を優先使用し又は専用通信施設の使用を求めるものとする。

第3節 気象等の通信連絡

(水防活動の利用に適合する予報及び警報)

1. 水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区気象台から発表される次の水防活動用注意報、警報の処置に遺漏のないようにしなければならない。
水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報・警報及び特別警報をもって代える。

○水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	内 容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される(なお、「大津波警報」の名称で発表する)

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	内 容
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

- (注) 1 注意報とは、気象現象によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報をいう。
- 2 警報とは、気象現象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う予報をいう。
- 3 特別警報とは、気象現象によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報をいう。

(水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達)

2. 町は水防活動用気象警報等を受けたときの伝達方法は、「岩内町地域防災計画」(第3章第2節気象等に関する特別警報・警報及び注意報)の定めるところによるものとする。

第4節 水防信号

(水防信号)

1. 法第20条の規定により知事が定める水防信号は、次のとおりである。
- (1) 第1信号 はん濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの
 - (2) 第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
 - (3) 第3信号 町の区域内の居住する者が出動すべきことを知らせるもの
 - (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
 - (5) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取扱う水防信号

水防信号

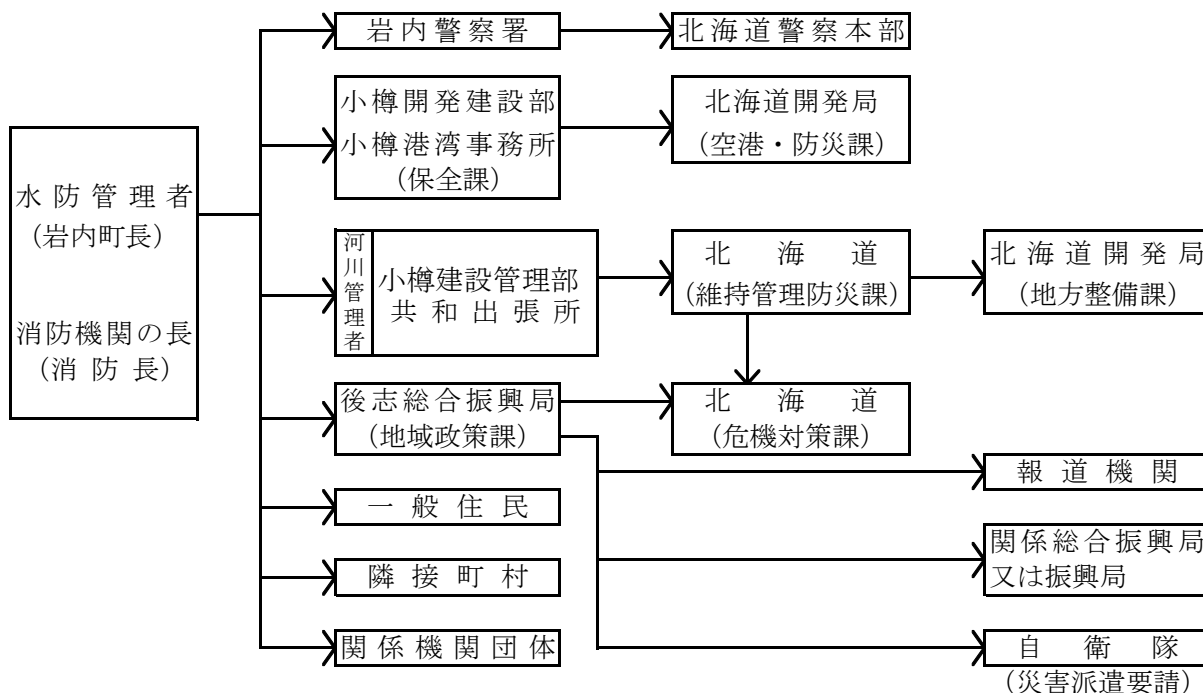
信号別/方法	水 防 信 号					
第1信号	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○ — 休止 — ○ — 休止 — ○ — 休止					
第2信号	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○ — 休止 — ○ — 休止 — ○ — 休止					
第3信号	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○ — 休止 — ○ — 休止 — ○ — 休止					
第4信号	約 1分 5秒 1分 ○ — 休止 — ○					

- (備考) 1. 信号は、適宜の時間継続する。
2. 危険が去ったときは、防災行政無線及び広報車により周知するものとする。

第5節 決壊・越水通報

(決壊・越水通報)

1. 堤防その他の施設が決壊・越水した場合は、水防管理者及び消防機関の長は直ちに次により通報するものとする。



(注) 消防機関の長は、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、系統図に準じ通報するものとする。

(決壊・越水後の措置)

2. 法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、水防管理者、消防機関の長等は、できる限りはん濫により被害が拡大しないよう努めるものとする。

第6節 水防通信連絡

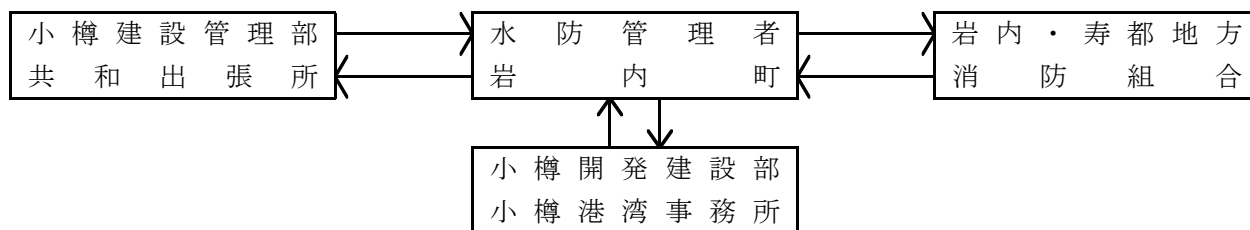
(水防通信連絡)

1. 水防に関し、町と関係機関と相互に行う通信連絡は別表11によるものとする。

第7節 雨量・潮位観測

(雨量・潮位観測の伝達)

1. 雨量・潮位観測の伝達系統は、次のとおりとする。



第5章 水防活動

第1節 水防管理団体の非常配備体制

(町の非常配備体制)

1. 水防管理者の指令する町の非常配備体制は、「岩内町地域防災計画」(第2章第2節災害対策本部)に定める非常配備に関する基準に準ずるものとする。

(1) 非常配備に関する基準

種別	配 備 時 期	配 備 体 制
第一非常配備	1. 水防活動の利用に適合する予報及び警報が発表され、洪水、津波又は高潮のおそれがあるとき。 2. その他本部長(町長)が必要と認めたとき。	情報連絡のため、各部少数人員をもってあたるもので情報収集、連絡を行い、気象等の状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第二非常配備	1. 大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 2. 洪水、津波又は高潮等により、人的被害又は住家被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。 3. その他本部長(町長)が必要と認めたとき。	本部の各部の所要人員をもってあたるもので情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し、発生と同時にそのまま非常活動が開始できる体制。
第三非常配備	1. 洪水、津波又は高潮等により多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 2. 洪水、津波又は高潮等により多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 3. 洪水、津波又は高潮等により多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 4. その他本部長(町長)が必要と認めたとき。	災害対策本部の全員をもってあたり、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制。

(2) 消防機関の長の指令する消防機関の非常配備体制は、「岩内町地域防災計画」(第4章第8節消防計画)に定めるところによる。

(非常配備を指令したときの処置)

2. 水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するものとする。

第2節 巡視及び警戒体制

(常時巡視)

1. 水防管理者及び消防機関の長は、巡視員に水防区域の堤防及び樋門等を巡視させるものとする。

巡視員は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者及び消防機関の長に報告しなければならない。

この場合において、水防管理者及び消防機関の長は当該河川、堤防等の管理者に連絡し必要な処置を求めるものとする。

なお、巡視責任者は別表12のとおりとする。

(非常巡視)

2. 水防管理者は、非常配備を指令したときは巡視員を増員し、水防区域の巡視を厳重にし、下記事項等の異常を発見したときは直ちに後志総合振興局長及び当該河川管理者に連絡するとともに速やかに水防作業を実施しなければならない。
 - ①居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ。
 - ②川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）。
 - ③堤防上面の亀裂又は沈下。
 - ④堤防から水があふれている状況。
 - ⑤（排・取）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締め具合。
 - ⑥橋梁その他構造物と取付部分の異常。

第3節 警戒区域の設定

(警戒区域の設定)

1. 消防機関に属する者は、法第21条の規定に基づき、水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

(警察官の警戒区域の設定)

2. 前項に定める場合において、消防機関に属する者から要求があったときは警察官は、消防機関に属する職権を行うことができるものとする。

(警戒区域の設定の報告)

3. 消防機関に属する者及び警察官は、警戒区域を設定した場合は直ちに水防管理者、消防機関の長及び当該区域を管轄する警察署長にその旨を報告するものとする。

第4節 水防作業

(水防作業)

1. 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害拡大を防ぐため堤防の構造、流速、護岸の状況等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

水防管理者は、平素から水防実施関係者に水防工法等を習熟せしめ、非常事態においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第5節 避難及び立ち退き

(避難及び立ち退き)

1. 法第29条の規定により、水防管理者が避難のための立ち退きを指示した場合はその旨を北海道知事（後志総合振興局長）及び当該区域を管轄する警察署長に通知するものとする。

(避難場所の指定及び避難者等の移送)

2. 避難場所の指定及び避難者等の移送は「岩内町地域防災計画」（第5章第4節避難対策計画）に定めるところによるものとする。

第6節 水防標識及び立ち入り検査証

(水防標識)

1. 法第18条の規定により、知事の定める水防のために出動する車両の標識は別図1のとおりである。

(水防立ち入り検査証)

2. 法第49条第1項の規定による業務を行うため、水防活動に従事する者が必要な土地に立ち入る場合は、その身分を示すため別紙様式1に定める証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示するものとする。

第6章 公用負担等

第1節 公用負担

(公用負担)

1. 法第28条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹林、その他の資材の使用又は収用
- (3) 車両、その他運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物、その他障害物の処分

(公用負担権限委任証)

2. 公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の命を受けた者は別紙様式2に定める公用負担権限委任証を携帯し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(公用負担命令票)

3. 公用負担を命ずる権限を行使する者は別紙様式3に定める公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者、又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(損失補償)

4. 法第28条第2項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第2節 公務災害補償

(公務災害補償)

1. 水防管理者は法第24条の規定により、居住者等が水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷、若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第45条の規定に基づき「市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第1号）」の定めるところにより補償するものとする。

第7章 水防報告

(水防報告)

1. 水防管理者は、次の定める事態が発生したとき、速やかに後志総合振興局長に報告するとともに、後志総合振興局長は当該水防管理者からの報告について、国（開発建設部）に報告するものとする。
 - (1) 消防機関を出動させたとき。
 - (2) 他の水防管理団体に応援を求めたとき。
 - (3) その他報告を必要と認める事態が発生したとき。

(水防活動報告)

2. 水防管理者は、水防が終結したときは遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに別紙様式4による水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに後志総合振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

第8章 水防訓練

(水防訓練)

1. 水防管理者は、法第32条の2の規定により、消防機関の職員及び団員に対し、水防作業等の技能を習得させるため、水防訓練を実施しなければならない。

岩内町水防計画 (計画編)

発行	:	平成	3	年	8	月
改訂	:	平成	5	年	3	月
改訂	:	平成	6	年	3	月
改訂	:	平成	9	年	3	月
改訂	:	平成	11	年	12	月
改訂	:	平成	13	年	12	月
改訂	:	平成	14	年	12	月
改訂	:	平成	15	年	12	月
改訂	:	平成	16	年	12	月
改訂	:	平成	17	年	12	月
改訂	:	平成	18	年	12	月
改訂	:	平成	20	年	12	月
改訂	:	平成	26	年	4	月
改訂	:	平成	28	年	4	月
改訂	:	平成	29	年	3	月
改訂	:	平成	30	年	8	月

岩 内 町